

議員発議案第10号

宮崎県^{くう}歯・口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯・口腔^{くう}の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることに鑑み、県民の歯・口腔^{くう}の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び保健、医療、福祉、教育等に関係する者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯・口腔^{くう}の健康づくりは、すべての県民が自ら歯・口腔^{くう}の健康づくりに努めるとともに、適切な時期に、また、その居住する地域にかかわらず等しく、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔^{くう}の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村との連携協力等)

第4条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な歯科保健サービスを行う市町村との連携協力及び調整に努めるものとする。

(保健、医療、福祉、教育等に関係する者の役割)

第5条 保健、医療、福祉、教育等に関係する者は、基本理念にのっとり、県民の歯・口腔^{くう}の健康づくりの推進に努めるとともに、それぞれの者が行う歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する活動と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(事業者及び医療保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科健診、保健指導の機会の確保その他の歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第7条 県民は、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する歯・口腔^{くう}の健康づくりの推進に関する施策を活用すること、歯科医師等の支援を受けること等により、自ら歯・口腔^{くう}の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 父母その他の保護者は、家庭において、子どもの虫歯及び歯周病の予防、早期治療等に取り組むよう努めるものとする。

（歯科保健推進計画）

第8条 知事は、県民の生涯にわたる歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔^{くう}の健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「歯科保健推進計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科保健推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する基本的な方針
- （2）歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策
- （3）歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する目標
- （4）前各号に掲げるもののほか、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、歯科保健推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、市町村、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する学識経験を有する者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

4 知事は、歯科保健推進計画を定めたときは、これを公表するものとする。

5 知事は、歯科保健推進計画における施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて歯科保健推進計画の見直しを行うものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、歯科保健推進計画の変更について準用する。

（市町村への支援等）

第9条 県は、市町村が歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する計画を策定し、又は施策を実施しようとするときは、その求めに応じて情報の提供、専門的又は技術的な支援等を行うものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 県は、歯・口腔^{くう}の健康づくりを推進するため、基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯・口腔^{くう}の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに歯・口腔^{くう}の健康づくりに関係する者の連携体制の構築に関すること。
- (2) 市町村等がフッ化物応用等により歯科疾患の予防対策を行う場合、その実施に当たり必要な措置に関すること。
- (3) 市町村等が行う母子保健に関する事業、学校保健に関する事業、高齢者の保健に関する事業その他の保健に関する事業との連携に関すること。
- (4) 乳幼児、障がいのある者、介護を要する者その他の特に配慮を要する者に対する歯科保健医療サービスの確保に関すること。
- (5) 歯・口腔^{くう}の健康づくりに携わる者の資質の向上に関すること。
- (6) 歯・口腔^{くう}の健康づくりの推進に資する調査研究に関すること。
- (7) 歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する普及啓発に関すること。
- (8) 8020運動（80歳で自分の歯を20本以上維持することを目的とした取組をいう。）の推進に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔^{くう}の健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。

(歯の衛生週間)

第11条 県民の間に広く歯・口腔^{くう}の健康づくりについての関心及び理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯の衛生週間を設ける。

- 2 歯の衛生週間は、6月4日から同月10日までとする。
- 3 県は、歯の衛生週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第13条 知事は、毎年、県が講じた歯・口腔^{くう}の健康づくりに関する施策の実施状況について、その概要を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。